



外国人技能実習生を雇い入れる際の注意点



Q 外国人技能実習生を雇用しようと考えていますが、日本人と同様の労働条件から、

件としなければなりませんか。また、どういった点に注意すればいいですか。

A 外国人技能実習生も労働者である限り労働基準法などの労働関係法令が適用されます。従って法定労働時間

外国人技能実習生を雇い入れる際の注意点

は原則週40時間です。させられてけがをする最低賃金以上の賃金の▽職場から逃げ出さな支払義務があることいようにパスポートや、残業・休日労働に預金通帳を取り上げるは法定率である25%や1などといった明らか35%の割増賃金を支払うな人権侵害事案も発生することなど、日本人労働者と同様の取り扱いをしています。労働局で携し、厳正な対応を行うことをしています。

その他にも実習生が職場でけがをしないよう、雇い入れ時に安全衛生教育を実施することや定期健康診断も必要です。 外国人技能実習生に 対しては、日本の労働関係法令を適正に適用することはもちろん、労働条件の通知や安全衛生教育の実施などに あたり、実習生の母国語を用いるなど、日本語に不慣れなことに配慮した対応も望まれます。

鳥取労働局労働基準部監督課 電話 0857-29-1703